

法改正情報のご案内

2024年4月の介護保険法などの改定に伴い、小社刊『ゼロからスタート！馬淵敦士のケアマネ 1冊目の教科書』に掲載している内容について、以下にお知らせします。学習に際してご活用ください。

おもなページ	内容
57	施設サービスは4つから 3つ に変更（介護医療型医療施設が2024年3月で廃止）。
67	介護老人保健施設・介護医療院のみなし指定に 訪問リハビリテーション が追加。
70、106	介護予防支援事業者の呼び名は、 地域包括支援センターの設置者が指定を受けて行う介護予防支援事業者 に変更（原則、ほかのページも含む）。
82	第1号被保険者の保険料は、9段階から 13 段階に変更。 細分化した場合は、10段階から 14 段階に変更。
102	居宅サービス計画に関するモニタリングについて、居宅サービスが適切に行われているかの確認等は月1回の 面接（2月に1回は訪問での面接） で行うことに変更。 ※補足：介護予防サービス計画は、3月に1回の 面接（6月に1回は訪問での面接） での確認に変更。
104	介護支援専門1人あたりの利用者の担当数は、35人から 44 人に変更（ ただし、要支援者は3分の1でカウント ）。 ※補足：1事業所で介護支援専門員の増員が必要になるのは、36人以上から 45 人以上に変更。
206	販売対応の品目は、6つから 9 つに変更。以下が 追加 。 ⑦スロープ（固定式のもの）⑧歩行器（脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器）⑨歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖）が追加。
221	協力病院の表記は 協力医療機関等 におおむね変更。